御所の台エリア再構築構想策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の名称

御所の台エリア再構築構想策定業務委託

1. 業務の概要
2. 業務の目的

本業務は、道の駅はちもりの御所の台エリアへの移転を踏まえ、御所の台エリアにある既存の観光交流施設等と連携した活用をすることで地域産業振興及び地域活性化を図ることを目的とする。

この目的を達成するため、「既存施設と移転する道の駅を連携させた活用による地域の活性化～１年を通じたにぎわいづくり～」をテーマに、道の駅として必要な機能や規模を整理し、エリア全体の連携方策等を検討する、御所の台エリア再構築構想（以下「構想」という。）を策定する。

1. 業務の内容

構想の策定にあたっては、別添に定める御所の台エリア再構築構想策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）を基本とする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として特定された企業等の企画提案内容に応じ、仕様を変更することがある。

1. 業務期間

契約締結日の翌日から令和５年３月２４日まで

1. 業務に要する費用

事業費限度額 １０，０００，０００円（税込）

参考見積書の金額が、業務に要する費用（事業費限度額）を超過した場合は失格とする。

1. 提案者の資格要件
2. 参加する業者が令和３・４年度八峰町入札参加資格者名簿に登録されていること。
3. 共同企業体による応募の場合は、構成員の中から代表企業を選定すること。代表企業が町との連絡窓口となり、契約をはじめとする諸手続を行い、業務遂行の責を負うものとする。また、共同企業体の全構成員が、３.（３）から（８）に掲げる要件を満たしていることとする。
4. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
5. 国又は地方自治体から、指名保留措置又は指名停止措置を受けていないこと。
6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
7. 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続きの開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
8. 国税及び地方税を滞納していないこと。
9. 建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
10. 配置予定技術者の資格要件

本業務に従事する技術者は以下のいずれかの資格を有する者であること。また、直接的かつ恒常的な雇用関係が３カ月以上ある社員であること。

管理技術者

・技術士-建設部門（都市及び地方計画）

・一級建築士

・RCCM（都市計画及び地方計画）

照査技術者

・技術士-建設部門（都市及び地方計画）

・一級建築士

・RCCM（都市計画及び地方計画）

主たる担当技術者

・技術士-建設部門（都市及び地方計画）

・一級建築士

・RCCM（都市計画及び地方計画）

1. プロポーザルの日程

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 公募開始 | 令和４年７月２５日（月） |
| 1. 質問書受付締切 | 令和４年８月５日（金）午後５時まで |
| 1. 質問書の回答 | 令和４年８月１２日（金） |
| 1. 参加表明書類等締切 | 令和４年８月１８日（木）午後５時まで |
| 1. 参加資格の通知 | 令和４年８月２３日（火） |
| 1. 企画提案書等受付締切 | 令和４年９月３０日（金）午後５時まで |
| 1. プレゼンテーション及びヒアリング   　予定日 | 令和４年１０月１３日（木）、１４日（金）時間等は後日 |
| 1. 審査結果通知 | 令和４年１０月２１日（金） |
| 1. 契約締結 | 令和４年１０月２８日（金）予定 |
| 1. 業務開始 | 契約締結の翌日から |

1. 質問の受付及び回答
2. 提出方法

プロポーザル提案書作成に関する質問書（様式第１号）により下記アドレスに電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス：sangyo@town.happou.akita.jp

1. 提出期限

令和４年８月５日（金）午後５時まで

1. 回答日

令和４年８月１２日（金）（八峰町ホームページに掲載）

1. 参加表明書の提出
2. 提出書類
3. 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第２号）

※共同企業体の場合は、共同企業体結成届出書（様式第３号）も提出すること

1. 会社概要書（任意様式）
2. 管理技術者の経歴調書（任意様式）　※実績があれば別途添付可
3. 照査技術者の経歴調書（任意様式）　※実績があれば別途添付可
4. 主担当技術者の経歴調書（任意様式）　※実績があれば別途添付可
5. 納税証明書（都道府県税、八峰町税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書写し）※応募日前３カ月以内に交付されたもの
6. 国土交通省で定める建設コンサルタントの登録が証明できる書類（登録通知書または現況報告書）の写し
7. 実績証明書類

配置予定の管理技術者及び主担当技術者について、同種又は類似の業務の実績として記載した業務にかかるテクリス登録内容確認書又は契約書・実施体制表等の実績を証明する書類を提出できる場合は添付すること。

1. 資格証の写し

配置予定の管理技術者、照査技術者及び主担当技術者について、保有資格として記載した資格にかかる資格証の写しを添付すること。

1. 提出方法

上記①～⑦の書類について、１部提出すること。提出は持参又は郵送（書留郵便に限る）とし､ＦＡＸ・電子メールによる提出は認めない。

1. 提出期限

令和４年８月１８日（木）午後５時まで

1. 提出先

八峰町 産業振興課 商工観光水産係

〒018-2502 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118番地

TEL：0185-76-4605　FAX：0185-76-2113

1. 参加資格の通知

提出された参加表明に係る提出書類等に基づき、事務局において本プロポーザルの参加資格の有無を審査し、令和４年８月２３日（火）に公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第１号）に記載されている担当者のメールアドレスに通知する。

1. 企画提案書等の作成及び提出
2. 提出書類

　・下記①～⑤を順にクリップで留めること。

　・各ページの下部にページ番号を記入すること。

1. 企画提案書提出届（様式第４号）
2. 業務実施体制（任意様式）
3. 参考見積書（任意様式）
4. 見積内訳書（任意様式）
5. 仕様書に基づく企画提案書（任意様式）

次のテーマについて、Ａ３版片面刷り１０枚以内で企画提案を行うこと。

1. 実施方針（仕様書に基づく業務の実施方針、実施手法、業務フロー、実施工程等）
2. 企画提案テーマ
3. 御所の台エリアの活性化方策の提案

地域特性を踏まえ、御所の台エリア及び道の駅はちもりへの導入機能、連携方策などをケーススタディとして具体的に提案すること。

1. ゾーニングイメージの提案

敷地の特性を踏まえ、ゾーニング(配置計画・動線計画等)、空間構成の考え方などを分かりやすく図化して提案すること。

1. 提出部数

上記①～⑤の書類について、各１２部（正本１部、写し１１部）を提出すること。提出は持参又は郵送（書留郵便に限る）とし、ＦＡＸ・電子メールによる提出は認めない。

1. 提出期限

令和４年９月３０日（金）午後５時まで

1. 提出先

八峰町 産業振興課 商工観光水産係

〒018-2502 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118番地

TEL：0185-76-4605　FAX：0185-76-2113

1. 作成要領
2. 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは見やすいもので１０．５ポイント以上とする。
3. 各提案書類には、各ページ下中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。
4. 提出書類には、書類内容が判別できるようインデックスを貼付した表紙を付け、Ａ３判 横長に綴じること。
5. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

1. プレゼンテーション及びヒアリング実施

企画提案についてのプレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリング等を実施し、（別表）評価項目・基準に基づいて審査を行い、最も優れている提案者を特定する。なお、プレゼンテーションは事業者名を非公表で行い、実施順は企画提案書の受付順とする。

1. 実施予定日

令和４年１０年１３日（木）、１４日（金）予定

なお、詳細については決定次第、電子メールで通知する。

1. 注意事項
2. 出席者は５名までとする。
3. 応募者が提出した企画提案書をもとにした内容をスライド（パワーポイント等）で表現したものとする。
4. 審査に使用する説明資料は事前に提出した資料のみとし追加は認めない。
5. スライド用のパソコンは持参すること。
6. スクリーン及びプロジェクターは八峰町で用意する。
7. 発表時間は２０分以内とし、質疑応答は１０分とする。
8. 最優秀提案者の選定

「御所の台エリア再構築構想策定業務公募型プロポーザル評価基準」（別紙）に基づき、審査員が提案内容の評価を行い最優秀提案者を選定する。

1. 審査結果の通知

企画提案書の提出を行った全ての事業者に対し文書で通知するとともに、最優秀提案者の名称をホームページ上で公表する。

1. 最優秀提案者の名称と点数
2. その他の参加者（名称は、A社、B社とする。）と点数
3. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

1. 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
2. 虚偽の記載や不正が認められた場合。
3. 審査の公平性に影響を与えた場合。
4. 本実施要領に違反すると認められた場合。
5. プレゼンテーション当日、正当な理由なく指定した時刻に遅れた場合。
6. 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公平な進行を妨げた場合。
7. 町が提示した委託料の額（上限額）を超える見積書を提出した場合。
8. その他本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合。
9. その他留意事項
10. 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
11. 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
12. 提出された書類は返却しない。なお、審査以外の目的には無断で使用しない。
13. 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
14. 「業務実施体制」に記載した配置予定の担当技術者は、原則として変更できない。やむを得ない特別な理由により変更する場合は町と協議の上で決定するものとする。
15. 審査結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
16. プロポーザル参加者が１社であっても、原則として有効とする。
17. 企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第５号）を提出すること。
18. 参考とすべき資料は次のとおり。
19. 第２次八峰町総合振興計画　後期基本計画

http://www.town.happou.akita.jp/docs/2021033100015/

1. 第２期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略

http://www.town.happou.akita.jp/docs/2020052600018/

1. 八峰町総合振興計画および総合戦略策定のためのアンケート調査結果

http://www.town.happou.akita.jp/docs/2020021000016/

1. 八峰町公共施設等総合管理計画

http://www.town.happou.akita.jp/docs/2021093000034/

1. 八峰町公共施設等総合管理計画　個別施設計画

PDFで提供

1. 八峰町地域防災計画

http://www.town.happou.akita.jp/docs/2018050100012/

1. 八峰町地域防災計画　資料編

PDFで提供

1. 八峰町ハザードマップ

https://www.town.happou.akita.jp/docs/2021041500012/files/hazadomap.pdf

1. 道の駅はちもり移転に向けた懇談会まとめ

PDFで提供

1. 現況配置図

Excelで提供

1. 契約の締結

審査結果に基づき決定した最優秀提案者を優先交渉する事業者（以下「優先交渉権者」という。）とし、業務内容及び仕様書等について確認のうえ、随意契約交渉を行う。優先交渉権者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と順次、随意契約の交渉を行う。なお、業務委託条件、仕様等は契約段階において、若干の修正を行うことがある。また、審査段階で提出された参考見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めるが、その金額は審査段階で提出された参考見積書に記載された金額及び予定価格の範囲内とする。

1. 企画提案を特定するための評価基準

企画提案の評価項目、判断基準、ならびに評価は別表のとおりとする。